

## 建築物の耐用年数

減価償却資産の耐用年数等に関する省令  
(昭和四十年三月三十一日大蔵省令第十五号)

最終改正:平成二二年三月三十一日財務省令第二〇号

(一般の減価償却資産の耐用年数)

第一条 所得税法(昭和四十年法律第三十三号)第二条第一項第十九号(定義)又は法人税法(昭和四十年法律第三十四号)第二条第二十三号(定義)に規定する減価償却資産(以下「減価償却資産」という。)のうち鉱業権(租鉱権及び採石権その他土石を採掘し又は採取する権利を含む。以下同じ。)及び坑道以外のものの耐用年数は、次の各号に掲げる資産の区分に応じ当該各号に定める表に定めるところによる。

一 所得税法施行令(昭和四十年政令第九十六号)第六条第一号、第二号及び第四号から第七号まで(減価償却資産の範囲)又は法人税法施行令(昭和四十年政令第九十七号)第十三条第一号、第二号及び第四号から第七号まで(減価償却資産の範囲)に掲げる資産(坑道を除く。) **別表第一(機械及び装置以外の有形減価償却資産の耐用年数表)**

別表第一(機械及び装置以外の有形減価償却資産の耐用年数表)から抜粋

細目		構造別総合又は個別耐用年数							簡易建物	
		鉄骨鉄筋 又は鉄筋 コンク リート造	れんが、 石、ブ ロック	金属造			木造又は 合成樹脂	木骨モル タル造		
				骨格材の 肉薄四ミ リ超	骨格材の 肉薄三超 ~四ミリ 以下	骨格材の 肉薄三ミ リ以下				
事務所又は美術館用のもの及び下記以外のもの		年 50	年 41	年 38	年 30	年 22	年 24	年 22	年	
住宅、寄宿舎、宿泊所、学校、体育館用のもの		47	38	34	27	19	22	20		
飲食店、貸席、劇場、演奏場、映画館、舞踏場用のもの			38	31	25	19	20	19		
①	飲食店又は貸席用のもので、延べ面積のうち占める木造内装部分の面積が3割を超えるもの	34								
②	その他のもの	41								
旅館用又はホテル用のもの			36	29	24	17	17	15		
①	延べ面積のうち占める木造内部分の面積が3割を超えるもの	31								
②	その他のもの	39								
店舗用のもの		39	38	34	27	19	22	20		
病院用のもの		39	36	29	24	17	17	15		
変電所、発電所、送受信所、停車場、車庫、格納庫、荷扱所、映画製作ステージ、屋内スケート場、魚市場、と畜場用のもの		38	34	31	25	19	17	15		
公衆浴場用のもの		31	30	27	19	15	12	11		
工場(作業場を含む)又は倉庫用のもの										
-1	塩素、塩酸、硫酸、硝酸その他の著しい腐食性を有する液体又は気体の影響を直接全面的に受けるもの、冷蔵倉庫用のもの(倉庫事業の倉庫用のものを除く)及び放射性同位元素の放射線を直接受けるもの	24	22	20	15	12	9	7		
-2	塩、チリ硝石その他の著しい潮解性を有する固体を常時蔵置するためのもの及び著しい蒸気の影響を直接全面的に受けるもの	31	28	25	19	14	11	10		
-3	その他のもの				24	17	15	14		
	①	倉庫事業の倉庫用のもの								
		一	冷蔵倉庫用のもの	21	20	19				
		二	その他のもの	31	30	26				
②	その他のもの	38	34	31						
木製主要柱が10cm角以下のもので、土居ぶき、ルーフィングぶき又はトタンぶきのもの									10	
以下省略										